

# 蒲生地区内学校体育施設を利用する際の遵守すべき事項

施設を利用する際には、次の事項を遵守していただきます。遵守できない場合には「予約の取り直し」「途中退場」をお願いする場合があります。

## 体育館・校庭共通

- 施設利用開始時に、「蒲生地区内学校体育施設利用者チェックリスト」「当日利用者名簿」を作成すること
  - 利用日当日の提出は必要ありませんが、感染等が判明した場合は、提出していただきます。代表者は利用日から少なくとも1か月以上、保管してください。
  - 利用者以外の「応援者・保護者」等がいる場合には、その「応援者・保護者」等も名簿へ記載してください。
- 以下の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせる（利用当日に書面で確認を行う）
  - 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
  - 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
  - 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航または当該在住者との濃厚接触がある場合
- マスクを持参すること（受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をしている際にはマスクを着用すること）
- こまめな手洗い、アルコール消毒液等による手・指の消毒を実施すること  
※アルコール消毒液等は、団体でご用意ください。
- 他の利用者、施設管理者等との距離（できるだけ2m以上）を確保すること（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く）
- 応援者・保護者・観覧者・利用者の待機時においても三つの密をさけること
- 施設利用前後のミーティングや懇親会等においても、三つの密を避けること
- 利用中に大きな声で会話、応援等をしないこと
- タオルや飲料の共用はしないこと
- 飲み残しのスポーツドリンク等は施設内や路上に捨てないこと
- 国内の感染拡大状況等により、急遽利用できなくなることを了承できること
- 利用終了後2週間以内に新型コロナウイルスの感染が判明した場合の連絡体制を決めておき、蒲生地区スポーツ・レクリエーション推進委員会に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること
- 感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置の遵守、施設管理者の指示に従うこと

## 体育館

■体育館内の利用定員を次のとおりとします（保護者等を含みます）

□50人（当面の間は、必要最少人数でお願いします）

■窓や出入口のドアなど2か所以上あけ、1時間ごとに10分程度の換気を行うこと

■備え付けの設備・備品・用具等に触れた後は、設備・備品・用具の消毒を行い、トイレも清掃と消毒を行うこと。消毒液等は持参し、次亜塩素酸で消毒した場合は必ず拭き取る（変色する為）

■床の清掃について、学校備品（モップ等）を使用する際は、使用後に持手やヘッドの消毒をすること

■体育館内では水分補給を除く飲食はしないこと

■アリーナ・トイレ・許可された場所以外は使用しないこと

■練習試合や合同練習等について、使用を許可する（令和2年11月8日より）

※但し、新型コロナウイルス感染症の流行状況によっては変更になる場合があります。

## 校庭

■校庭内の利用定員を次のとおりとします（保護者等を含みます）

□100人（当面の間は、必要最少人数でお願いします）

■スポーツ用具について

□スポーツ用具は、各自持参すること

□やむを得ず共用するスポーツ用具については、手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にした上で、こまめに手洗いを行うこと

□備え付けの設備・備品等に触れた後は、必ず手洗いを行うこと

□手で触れた備品・スポーツ用具は、使用後に必ず消毒を行い、トイレも清掃と消毒を行うこと。消毒液等は持参し、次亜塩素酸で消毒した場合は必ず拭き取る（変色する為）

■運動・スポーツ中に、唾や痰をはくことは極力行わないこと

■練習試合や合同練習等について、使用を許可する（令和2年11月8日より）

※但し、新型コロナウイルス感染症の流行状況によっては変更になる場合があります。

### 問合せ

蒲生地区スポーツ・レクリエーション推進委員会

事務局 蒲生公民館

電話：048-988-0600

住所：越谷市登戸町33番16号